

第 21 回 定例農業委員会議事録

令和 4 年 4 月 5 日（火）午後 2 時より、西部研修センターにおいて、農業委員総会を開催した。

会議の顛末は、次のとおりである。

出席委員（18名）

1 河合 稔	8 清水 峰幸	15 高木 正美
2 佐竹 静	9 林 新太郎	16 日比 育緒
3 棚橋 新一	10 國枝 義見	17 辻元 政博
4 岩井 豊太郎	11 高橋 滋	18 高橋 美和子
5 森 千尋	12 石原 幸一	19 廣瀬 悦治
	13 山田 敏治	
7 傍島 勝美	14 吉田 幹夫	

欠席委員（1名）

6 吉田 和郎		

その他の出席者（5名）

守屋事務局長	浅野課長	小野主査
竹中事務局次長	堀主幹	

議案

議案第 508 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用等について

議案第 509 号 農地の相続税納税猶予制度に係る証明願等について

議案第 510 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 511 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 512 号 委員の辞任について

報告第 21 号 農地法第 4 条、第 5 条の規定による届出関係、その他報告事項について

議長

ただいまから、第21回定例農業委員会を始めたいと思います。

本日の議事録署名者に、7番 傍島委員、12番 石原委員の両名の方をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議がないようですので、ご両名の方をお願いしたいと思います。では、ただ今から議案審議にはいります。

今回の議案について、出席の農業委員に関する事案があり、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与が制限されていますので、関係委員は審議に加わらないようお願いいたします。

議案第508号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程による農用地利用等についてを議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹

議案第508号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程による農用地利用等について、説明させていただきます。

こちらの事案につきましては、出席の農業委員に関する事案があり、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与が制限されていますので、説明につきましては、このまま聞いていただきますが、審議には加わらないよう、よろしく願います。

1ページをお願いします。

農用地利用集積計画については、年2回、4月と10月の公告を予定しております。

市が農用地利用集積計画を作成し公告することにより、権利の設定、移転の効力が発生します。

貸借の期限が来れば、貸借関係は自動的に終了するということで、安心して農地を貸し借りできる仕組みであり、農用地の規模拡大を図るうえで核となるものです。

設定する土地は、原則的には、市街化区域以外の農地となっております。

令和2年4月1日から法改正により農地利用集積円滑化事業と農地中

間管理事業との統合一体化が図られ、農地利用集積円滑化事業による新規（継続）での契約が出来なくなったため、農地中間管理事業等のみとなっております。

別紙の令和4年度 1号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）をご覧ください。

1ページから32ページまでが、農地中間管理事業による農用地利用集積計画でございます。

農地中間管理事業は、農地の貸し借りの仕組みで、「農地中間管理機構」が農地の中間受け皿となり、耕作を続けることが難しくなった農地を機構が借受け、担い手がまとまりのある形で利用できるよう配慮し、農地貸付けを行う事業です。岐阜県では、一般社団法人岐阜県農畜産公社が農地中間管理機構として県の指定を受けております。

左から順に表の説明をさせていただきます。

利用権の設定を受ける者の欄は、農地中間管理機構が農地の中間受け皿となるため、一般社団法人岐阜県農畜産公社が利用権の設定を受け、のちに説明させていただきます「農用地利用配分計画」で一般社団法人岐阜県農畜産公社から担い手に貸し付けるものです。

設定する土地の欄は、所在、地目、面積が載せてあります。

設定する利用権の欄は、種類、内容、始期、期間、借料が載せてあります。

利用権を設定する者の欄は、貸人の住所、氏名が載せてあります。

32ページをご覧ください。

利用権を設定する者 290名、設定する土地 670筆、面積676,906.21㎡となっております。

本日、ご承認頂きましたら、4月20日付けで公告する予定をしております。

続きまして、農地中間管理事業推進法第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案について説明させていただきます。

これは、「農用地利用配分計画」により、農地中間管理機構である一般社団法人岐阜県農畜産公社から担い手に貸し付けるものです。

別紙の令和4年度 2号 農用地利用配分計画案 総括表をご覧ください。

1ページをお願いします。

左から順に表の説明をさせていただきます。

農地を借り受ける担い手の住所、氏名が記載してあります。

種類は賃借の種類です。

人数は貸貸人の延べ人数、筆数は借り受ける筆数、面積は借り受ける面積が記載してあります。

2ページをお願いします。

利用権の設定を受ける者 44名、利用権を設定する者 延べ301名、設定する土地 670筆、面積676,906.21㎡となっております。

3ページをご覧ください。

令和4年度 2号 農用地利用配分計画案でございます。

左から順に表の説明をさせていただきます。

貸付候補者・農用地等の欄には、貸人の氏名、住所、権利設定する土地、設定する権利が載せてあります。

右記の農用地等の借受見込みの欄には、貸付先、設定する権利が載せてあります。

契約の状況の欄には、利用権の設定状況が載せてあります。

27ページをご覧ください。

利用権を設定する者 290名、設定する土地 670筆、面積676,906.21㎡となっております。

本日、ご承認頂きましたら、この農用地利用配分計画案につきましては、一般社団法人岐阜県農畜産公社を通じて岐阜県に提出し、県により2週間の公告・縦覧を行い、6月20日付けで認可し公告する予定をしております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長

先程の説明のとおり、こちらの事案につきましては、1番 河合委員、5番 森委員、6番 吉田委員、12番 石原委員、15番 高木委員に関する事案があり、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与が制限されていますので、関係委員は審議に加わらないようお願いいたします。

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第509号、農地の相続税納税猶予制度に係る証明願等についてを議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹 議案第509号 農地の相続税納税猶予制度に係る証明願について、説明させていただきます。

被相続人が耕作していた農地を、相続人が今後引き続き耕作を行うということで相続税納税猶予を受けるものです。

提案されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しましたところ、適正に管理され、今後も引き続き耕作が行われる見込みのある方でございますので、ご報告いたします。

1番、田、4筆合わせて、2,825㎡でございます。

続きまして、土地現況確認申請について、説明させていただきます。

農地法の適用を受けない土地（農地法第2条第1項の農地）の現況確認という形で、申請されたものです。

H10.11.1県通達により、公的証明により現況が農地でない証明、例えば、建物の建築年のわかる課税証明又は登記簿で、20年を超える物であるもの、または、農振農用地区域以外の農地で、公的機関が発行する証明書等により、現況が農地でなくなってから、20年を経過しているもの、または、災害により農地でなくなったものであり、相当程度費用を投じて農地として復旧することが困難であるものは、土地現況確認申請で対応できることになりました。

2番、田、225㎡で、一般個人住宅でございます。

2番の申請地は、農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。申請地は現土地所有者が平成31年4月に相続によって取得しましたが、その時点で建

建築物が存在し、農地性を喪失していました。

このことは、国土地理院の航空写真及び大垣市が発行する「固定資産課税台帳登録事項証明書」で平成3年から一般個人住宅として利用されていることから確認できます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 　ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

（「異議なし」の声）

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第510号、農地法第4条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹 　議案第510号 農地法第4条関係申請明細について、説明させていただきます。

1件提案されております。

1番、田、334㎡で農家住宅（庭）でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 　ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

（「異議なし」の声）

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第511号 農地法5条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹 2ページをお願いします。

議案第511号 農地法第5条関係申請明細について、説明させていただきます。

1件提案されております。

1番、使用貸借権によります、田、485㎡で、一般個人住宅でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第512号 委員の辞任について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹 議案第512号 委員の辞任について、説明させていただきます。

1番、令和4年3月18日付けで、28番 柳瀬一雄農地利用最適化推進委員より辞任願が、農業委員会へ提出がございました。

辞任の理由としましては、「一身上の都合」ということでございます。

農業委員会等に関する法律第23条には、「推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる。」と規定されております。

「農業委員会の同意」は、農業委員会の総会の議決により、総会出席委員の過半数の賛成によって行うものとされております。

本総会で議決をしていただき、「農業委員会の同意」が得られましたら、正式に辞任という運びとなります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

（「異議なし」の声）

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

報告第21号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、事務局より報告願います。

堀主幹 　　報告第21号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、説明させていただきます。

事務局長専決により、専決処分しました案件について、ご報告させていただきます。

農地法第4条関係届出明細については、6件申請されています。

- 1番、畑、2筆合わせて、517㎡で、一般個人住宅でございます。
- 2番、田、2筆合わせて、142㎡で、一般個人住宅でございます。
- 3番、田、11㎡で、一般個人住宅・物置でございます。
- 4番、田、5.60㎡で、農業用排水機でございます。
- 5番、田、108㎡で、貸資材置場でございます。
- 6番、田、142㎡で、一般個人住宅（倉庫）でございます。

3ページをお願いします。

農地法第5条関係届出明細については、17件申請されています。

- 7番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、1,153㎡で、建売分譲でございます。
- 8番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、1,337㎡で、共同住宅でございます。
- 9番、賃貸借権によります、田、625㎡のうち、37.75㎡で、建設業残土置場でございます。一時転用による期間は、令和4年2月21日から令和4年5月31日まででございます。
- 10番、使用貸借権によります、田、428㎡で、一般個人住宅でござ

ございます。

1 1 番、使用貸借権によります、畑、2 3 8 m²で、一般個人住宅でござい
ます。

1 2 番、所有権移転によります、田、7 7 3 m²で、宅地分譲でござい
ます。

1 3 番、使用貸借権によります、田、5 2 8 m²で、一般個人住宅でござ
います。

4 ページをお願いします。

1 4 番、所有権移転によります、畑、1 6 8 m²で、一般個人住宅でござ
います。

1 5 番、所有権移転によります、田、8 0 9 m²で、共同住宅でござい
ます。

1 6 番、賃貸借権によります、田、9 3 6 m²のうち、5 8 . 3 9 m²で、
建設業残土置場でございます。一時転用による期間は、令和 4
年 2 月 2 8 日から令和 4 年 5 月 3 1 日まででございます。

1 7 番、所有権移転によります、田、2 筆合わせて、1 , 2 4 3 m²で、
貸駐車場でございます。

1 8 番、所有権移転によります、田、2 8 7 m²で、一般個人住宅でござ
います。

1 9 番、所有権移転によります、田、2 7 0 m²で、一般個人住宅でござ
います。

5 ページをお願いします。

2 0 番、所有権移転によります、田、1 6 m²で、分譲住宅でございま
す。

2 1 番、所有権移転によります、田、2 , 9 9 5 m²で、貸駐車場でござ
います。

2 2 番、所有権移転によります、山林（現況畑）、9 8 7 m²で、宅地
分譲でございます。

2 3 番、所有権移転によります、畑、2 1 1 m²で、幼稚園体験施設で
ございます。

続きまして、農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願について、
説明させていただきます。

農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願については、6件申請されています。

3年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出することとなっておりますので、継続証明願いが申請されているものです。

申請されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しましたところ、適正に管理され、引き続き耕作が行われる見込みのある方でございます。

24番、田、畑、6筆合わせて、2,604㎡でございます。

6ページをお願いします。

25番、田、畑、14筆合わせて、16,624㎡でございます。

26番、田、4筆合わせて、2,762㎡でございます。

27番、田、10筆合わせて、2,879㎡でございます。

28番、畑、田、5筆合わせて、1,143㎡でございます。

7ページをお願いします。

29番、田、畑、8筆合わせて、4,771㎡でございます。

続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出明細について、説明させていただきます。

農地法第3条の3第1項の規定による届出明細については、17件届出されています。

農地法の改正に伴い、相続などによる権利取得については、農地法の許可を要しない代わりに、権利取得者が農業委員会に届出をしなければならず、届出がなされたものでございます。

(相続、包括及び特定遺贈、遺産分割、時効取得、法人の合併、分割)

30番、田、2筆合わせて、1,428㎡でございます。

31番、畑、田、4筆合わせて、2,118㎡でございます。

32番、畑、田、4筆合わせて、2,118㎡でございます。

33番、田、4筆合わせて、3,695㎡でございます。

8 ページをお願いします。

34番、田、畑、6筆合わせて、3,646㎡でございます。

35番、田、23㎡でございます。

36番、田、畑、8筆合わせて、12,183㎡でございます。

37番、田、1,305㎡でございます。

38番、田、2筆合わせて、1,285㎡でございます。

39番、田、136㎡でございます。

9 ページをお願いします。

40番、田、畑、8筆合わせて、5,626㎡でございます。

41番、田、畑、14筆合わせて、10,701㎡でございます。

42番、田、畑、8筆合わせて、5,383.91㎡でございます。

43番、田、3筆合わせて、1,214.95㎡でございます。

10 ページをお願いします。

44番、田、畑、8筆合わせて、2,590㎡でございます。

45番、田、8筆合わせて、2,704㎡でございます。

11 ページをお願いします。

46番、畑、田、22筆合わせて、7,852㎡でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「なし」の声)

ただいま報告いたしましたとおり、専決処分をさせていただきましたので、よろしくお願いいたしますと思います。

これをもちまして、本日の農業委員会を終わらせていただきます。

次回の開催日は、5月6日(金)午後2時となっておりますので、よろしくお願いいたします。どうもご苦労さまでございました。

午後2時20分閉会

上記のとおり、記載に相違ないことを証明し、ここに署名する。

令和4年4月5日

議長（会長）

岩井豊太郎

議事録署名者

石原英一

議事録署名者

傍島勝美